

## 《別紙1－2》

### ⑧ 事前照会に係る取引等の事実関係（取引等関係者の名称、取引等における権利・義務関係）

#### 山形県社会貢献活動促進基金の概要

##### 1 目的

基金を財源として県が行う事業（以下「基金事業」という。）は、「地域や社会のために貢献したい」という県民の思いを「寄附」にして、NPO法人やボランティア団体、市民活動団体等の公益活動団体（以下「NPO法人等」という。）につなぐ役割を担うものであり、公益活動を県民が支える気運の醸成を進め、共に支え合う地域づくりを地域一体となって推進することを目的に実施するものである。

##### 2 基金事業の概要（別添資料参照）

新たに制定した山形県社会貢献活動促進基金条例に基づき、本県が基金の管理・運営を行い、県民からの寄附金と県拠出金を財源として、基金事業のPRやNPO法人等のマネジメント力の向上など、県内NPO法人等の活動環境整備のための活動（以下「環境整備等活動」という。）を実施するほか、NPO法人等が行う事業への助成（以下「助成事業」という。）を実施するものである。

なお、県民からの寄附は、公益活動を広く支援する一般寄附と、特定の団体への支援を希望して行う団体支援寄附の2種類となっており、いずれも歳入として本県が受け入れ後、県拠出金と合わせて基金を造成し、環境整備等活動に要する部分を除き、助成事業に充てる。

##### 3 基金事業の流れ

- ① 本県において、基金事業のうち環境整備等活動の実施予定及び所要資金を決定する。
- ② 本県において、ホームページ等で広く公表して、助成事業による助成金を活用して事業を行うNPO法人等を公募する。
- ③ 公募に対する応募（申請）を行うNPO法人等は、申請に当たって、NPO法人等の組織概要、事業概要、今後の活動方針、助成希望事業等を申請書に記載する。
- ④ 本県において、ホームページ等で広く公表して県民からの寄附を募集する。募集に当たっては、助成希望事業及びその実施者であるNPO法人等の名称等を公表する。なお、団体支援寄附を行って当たって県民が記載することができる助成金の交付先についての希望は、必ずしもその希望どおりの交付先に助成金の交付が行われるものではなく、助成金の交付決定に当たっての審査において考慮されるものであることを併せて周知する。
- ⑤ 県民は、本県から公表された情報に基づき寄附を実施する。その際に自らが行う寄附が一般寄附と団体支援寄附のいずれであるかを明記する。また、団体支援寄附である場合には、助成金の交付先として希望するNPO法人等の名称を記載することができる。
- ⑥ 本県において、県民からの寄附を歳入として受け入れ、一般会計からの県拠出金と合わせて基金を造成する。
- ⑦ 本県において、環境整備等活動を実施する。
- ⑧ 有職者等で構成する第三者委員会であるやまがた社会貢献基金運営委員会（以下「委員会」という。）において、基金の造成状況、環境整備等活動の実施状況を踏まえ、個々の助成対象事業の申請内容及び寄附者の希望等を考慮して、NPO法人等からの申請のうち助成を行う事業（以下「助成対象事業」という。）の採択の審査、個々の助成対象事業に対する助成金をいかなる金額とするかについて審査を実施し、その結果を本県に報告する。
- ⑨ 助成対象事業及び交付額は、委員会の審査結果を斟酌して、最終的に県知事が個々の助成対象事業に対する助成金の金額を決定し、本県の歳出としてNPO法人等に交付する。なお、助成金の対象となるのは、助成対象事業の実施に必要と認められる直接的な事業費（人件費、交通費などを含む）に限られる。

##### 4 基金事業の開始時期

平成20年4月1日から基金事業を開始する。